

こうぎん News Release

平成24年11月5日
株式会社 高知銀行
高知市堺町2番24号

各 位

高知銀行は中小企業の経営革新等支援機関として認定を受けました 地域の中小企業を支援します ～「中小企業経営力強化支援法」

高知銀行（頭取 森下勝彦）は、本年8月に施行された「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（「中小企業経営力強化支援法」）に基づく、経営革新等支援機関の認定申請を行っていましたが、本日認定を受けました。

経営革新等支援機関認定制度は、中小企業が抱える多種多岐にわたる経営課題に対し、国の認定を受けた財務および会計等の専門的知識を有する経営革新等支援機関が専門性の高い支援事業を実現することを目的としています。

当行は、平成24年度からスタートさせた中期経営計画「第三次こうぎん維新」の施策のひとつとして「コンサルティング機能の強化」を掲げて取り組んでおりますが、本件を機に、中小企業の皆さまに対する経営相談や事業計画の策定支援等を通じて、より一層の地域経済の活性化に向け取り組んでまいります。

本件に関するお問い合わせ
高知銀行 経営統括部
担当：鎌倉 TEL 088-871-7115